

## 平内町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 平内町

事 業 名 : 漁業集落環境整備事業

策 定 日 : 令和 4 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業の現況

## ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成12年4月1日 (21年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適用 (令和6年4月1日法適用予定)
処理区域内人口密度	23.4人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無し
処 理 区 数	3処理区(茂浦、東田沢、清水川)		
処 理 場 数	3処理場(茂浦、東田沢、清水川)		
広域化・共同化・最適化 実施状況	無し		

## ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	使用料体系：水道使用量に応じた料金体系（税抜） ・基本料金 0～10 <sup>m<sup>3</sup></sup> まで 1,210円 ・従量料金（逓増型） 10～20 <sup>m<sup>3</sup></sup> まで 155円/ <sup>m<sup>3</sup></sup> 20～30 <sup>m<sup>3</sup></sup> まで 200円/ <sup>m<sup>3</sup></sup> 30～100 <sup>m<sup>3</sup></sup> まで 260円/ <sup>m<sup>3</sup></sup> 100 <sup>m<sup>3</sup></sup> ～ 300円/ <sup>m<sup>3</sup></sup>				
業務用使用料体系の 概要・考え方	一般家庭用と同様となっています。				
その他の使用料体系の 概要・考え方	公衆浴場のみ設定しています。 ・基本料金 0～10 <sup>m<sup>3</sup></sup> まで 1,210円 ・従量料金（定額） 10 <sup>m<sup>3</sup></sup> ～ 60円/ <sup>m<sup>3</sup></sup>				
条例上の使用料*1 (20 <sup>m<sup>3</sup></sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成30年度	2,980 円	実質的な使用料*2 (20 <sup>m<sup>3</sup></sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成30年度	2,998 円
	令和元年度	3,036 円		令和元年度	3,138 円
	令和2年度	3,036 円		令和2年度	3,128 円

\*1 条例上の使用料とは、一般家庭における20<sup>m<sup>3</sup></sup>あたりの使用料をいう。\*2 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20<sup>m<sup>3</sup></sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	1名
事業運営組織	地域整備課－上下水道管理室－下水道管理係 上下水道管理室長 1名 下水道管理係 3名 公共下水道事業 1名、漁業集落環境整備事業 1名、 農業集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業（浄化槽事業） 1名

(2) 民間活力の活用等

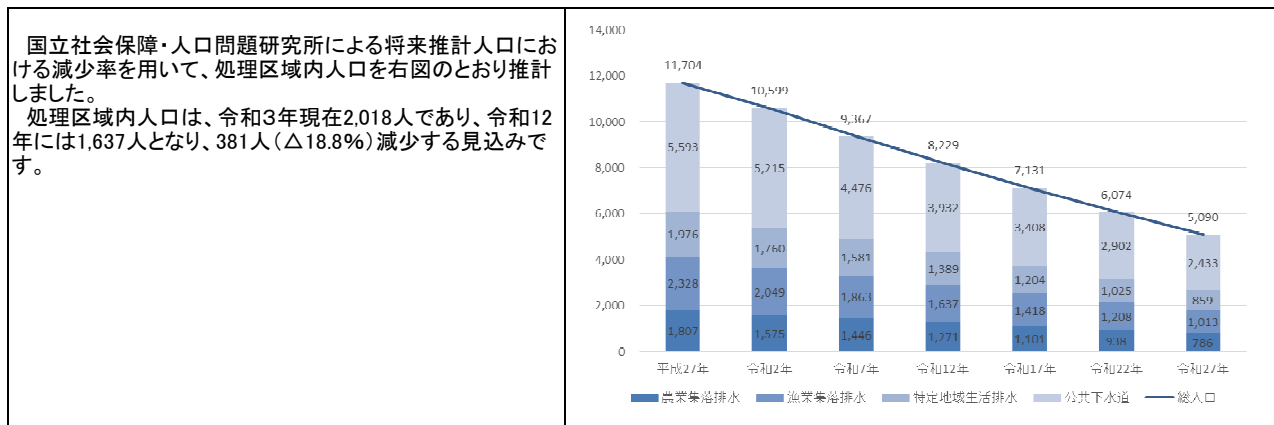
民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	町内にある8処理場(農業集落排水事業4箇所、漁業集落環境整備事業3箇所、公共下水道事業1箇所)及び管渠施設等を民間事業者1社に包括管理させています。 また、各処理場から排出される汚泥処理は施設管理と分離し入札により民間事業者を決定しています。
	イ 指定管理者制度	無し
	ウ PPP・PFI	無し
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	無し
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	無し

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

経費回収率は、類似団体平均値に比べ高い結果となっているものの、100%を下回っている状況です。  
その要因として、下水道使用料徴収事務を平内町水道事業へ委託しており、使用料収納率は99.9%となっていますが、下水道加入率が約53%と低いことが挙げられます。  
今後は、加入率の促進を図ります。

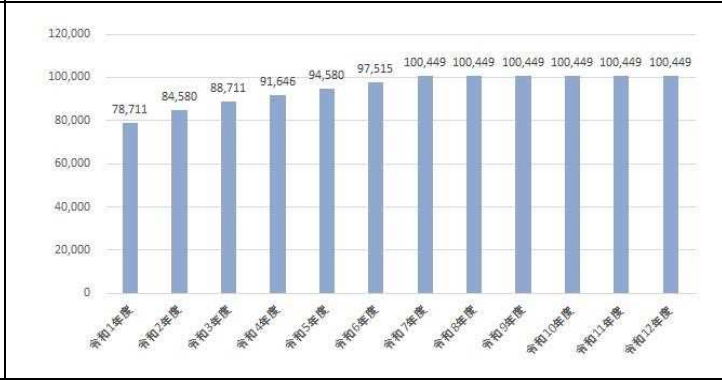
2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測



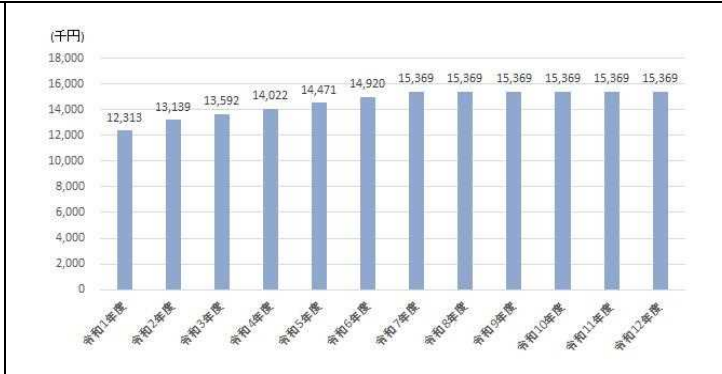
(2) 有収水量の予測

有収水量を右図のとおり推計しました。  
 令和1年度に管渠整備が完了し、加入率は令和4年3月1日時点で53%となっています。今後、加入率は年間0.8%の増加が見込まれています。  
 処理区域内人口の減少の影響を考慮すると、有収水量は令和7年度までは増加しますが、それ以降は加入者の増数と人口の減数が同程度となり、横ばいとなる見込みです。



(3) 使用料収入の見通し

使用料収入を右図のとおり推計しました。  
 有収水量の増加に比例して、使用料収入も増加する見込みとなっています。



(4) 施設の見通し

3処理区のうち、最も古い茂浦処理区の処理場は整備後23年、管渠は25年を経過しているものもあります。現在は耐用年数を迎えていませんが、25年後、耐用年数を迎え、更新が必要となります。

(5) 組織の見通し

最低限の職員で業務にあたっています。職員の増加は見込まれないことから、現体制を維持し、知識や技術の継承を図っていきます。

3. 経営の基本方針

第六次平内町長期振興計画  
 III基本計画 第1章安全・安心、健康分野 3快適な生活環境の整備 施策(5)下水道の普及・拡大  
 生活環境の向上や環境へ負荷低減を目標に、下水道事業を推進します。  
 今後も未普及地区の下水道整備を計画的に実施し、処理区域の拡大を図るとともに、下水道事業が計画されていない地域に対し市町村設置型合併処理浄化槽の導入を促進します。

当町は北側が陸奥湾にせり出し、南側は山間地となっています。貴重な自然環境を保ち生態系を守っていくことは、基幹産業である農林業や漁業にも多くの恩恵をもたらすことから、第六次平内町長期振興計画に掲げられている「快適な生活環境の整備」のため、効率的かつ安心・安全な施設管理・運営に取り組めます。  
 また、防災・減災対策として、災害発生時に迅速に対応し、被害を最小限に抑え早期回復に努めるため、体制を整備します。

#### 4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	ストックマネジメント計画を策定し、効率的な改築・更新を行います。
-----	----------------------------------

○管渠、処理場等の建設・更新に関する事項  
 スtockマネジメント計画により、計画的に更新を実施します。

投資試算では、適正に整備された固定資産台帳情報をもとに、施設の老朽化を踏まえた将来における所要の更新費用を的確に反映させるべきところ、町では現在、令和5年度末までの法適用に向け、詳細な固定資産の把握を行っているところであり、本来の趣旨に沿った複数の推計パターンによる試算ができない状況にあります。  
 このことから、今回の改定では複数の推計パターンによる投資試算は行わず、法適用の段階で投資に関する試算を行うこととします。  
 また、次回改定の際は投資試算のみならず、戦略に記載する全ての内容について、国のマニュアル及びガイドライン、令和4年1月25日付け総務省通知に沿って見直し・改定を行うこととします。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○接続率の向上を推進し、使用料の増収に努めます。</li> <li>○補助金や地方債を有効活用します。</li> </ul>
-----	---

○使用料収入の見直しに関する事項  
 使用料収入の見直しについては、下水道への接続率が上昇し、使用料収入は増加する見込みとなっています。

○繰入金に関する事項  
 現在、基準外繰入をしなければ運営できない状況ですが、繰入額を可能な限り抑制するよう努めます。

財源試算は、収支均衡の考え方から適切な投資試算を基に試算する必要がありますが、前述のとおり、今回の改定では本来の趣旨に沿った投資試算ができない状況にあるため、法適用の段階で財源に関する複数の推計パターンによる試算を行うこととします。  
 また、法適用の段階で投資に関する試算を行った際、現在の使用料単価のみでは賅えない可能性があることから、試算した内容に基づき、使用料改定の検討を行います。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○職員給与費に関する事項  
 過去3年間の実績より推計値を計上しました。平均年齢が上昇することに伴い、職員給与費も増加すると見込みました。

○動力費、薬品費等  
 有収水量の増加に伴い、増加すると見込みました。

○委託費に関する事項  
 汚泥処理費は、過去3年間の実績より、推計値を計上しました。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	広域化・共同化・最適化の可能性を模索しながら継続的な検討に努めます。
投資の平準化に関する事項	ストックマネジメントを実施し、耐用年数を経過する施設及び機器等について、計画的な改修・更新を行います。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	無し
その他の取組	無し

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	公共下水道の整備完了(令和8年度予定)までは現行料金体系を維持しつつ、使用料の見直しを検討します。
資産活用による収入増加の取組について	無し
その他の取組	接続率の向上を推進し、使用料の増収に努めます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	先進事例などの調査を行い、民間活力の活用を検討します。
職員給与費に関する事項	無し
動力費に関する事項	省エネルギー型設備の導入や運転操作方法の調整を検討し、経費節減に努めます。
薬品費に関する事項	無し
修繕費に関する事項	適正な点検整備を行い、設備の長寿命化を図り、コスト低減に努めます。
委託費に関する事項	3事業(農業集落排水事業、漁業集落環境整備事業、公共下水道事業)の施設管理を一括して民間へ委託することにより、経費節減に努めます。
その他の取組	無し

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	<p>本経営戦略の進捗状況について、PDCAサイクル(Plan:計画、Do:実施、Check:検証、Action:見直し・改善)の考え方に基づいたフォローアップを行い、経営指標により達成状況を確認し、計画と実績との乖離が生じた場合はその原因を分析するとともに、必要に応じて本経営戦略の見直しまたは改善検討を行います。</p> <p>また、令和4年1月25日付け総務省からの通知、国のマニュアル及びガイドラインに沿った内容での改定を令和7年度末までに実施していくこととします。</p>
---------------------	---

## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度	前年度	本年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
		(決算)	(決算)	(決算見込)											
収 益 的 収 入	収益的 収入	1 総 収 益 (A)	71,999	69,900	66,540	70,487	70,936	71,385	55,499	54,423	53,423	51,141	45,200	41,756	
		(1) 営 業 収 益 (B)	12,328	13,166	13,607	14,041	14,490	14,939	15,388	15,388	15,388	15,388	15,388	15,388	15,388
		ア 料 金 収 入	12,313	13,139	13,592	14,022	14,471	14,920	15,369	15,369	15,369	15,369	15,369	15,369	15,369
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他	15	27	15	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
		(2) 営 業 外 収 益	59,671	56,734	52,933	56,446	56,446	56,446	40,111	39,035	38,035	35,753	29,812	26,368	26,368
		ア 他 会 計 繰 入 金	59,671	56,734	52,933	56,446	56,446	56,446	40,111	39,035	38,035	35,753	29,812	26,368	26,368
	イ そ の 他														
	収益的 支出	2 総 費 用 (D)	46,695	41,371	47,718	48,883	50,058	51,231	54,340	55,554	56,760	57,965	59,192	60,475	
		(1) 営 業 費 用	35,256	30,527	37,476	39,253	41,030	42,807	46,524	48,351	50,178	52,005	53,832	55,659	
		ア 職 員 給 与 費	4,702	1,629	1,740	1,790	1,840	1,890	3,880	3,980	4,080	4,180	4,280	4,380	
		ウ ち 退 職 手 当													
		イ そ の 他	30,554	28,898	35,736	37,463	39,190	40,917	42,644	44,371	46,098	47,825	49,552	51,279	
		(2) 営 業 外 費 用	11,439	10,844	10,242	9,630	9,028	8,424	7,816	7,203	6,582	5,960	5,360	4,816	
ア 支 払 利 息		11,439	10,844	10,242	9,630	9,028	8,424	7,816	7,203	6,582	5,960	5,360	4,816		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息															
イ そ の 他															
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		25,304	28,529	18,822	21,604	20,878	20,154	1,159	△ 1,131	△ 3,337	△ 6,824	△ 13,992	△ 18,719		
資 本 的 収 入	資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	125,745	25,846	60,310	51,677	53,204	47,177	46,524	48,351	50,178	52,005	53,832	55,659	
		(1) 地 方 債	39,000	11,200	19,500	9,400	9,400	8,400							
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債													
		(2) 他 会 計 補 助 金	30,139	6,423	26,310	30,727	32,254	30,307	46,524	48,351	50,178	52,005	53,832	55,659	
		(3) 他 会 計 借 入 金													
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
		(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	56,606	3,630	14,300	11,550	11,550	8,470							
	(6) 工 事 負 担 金														
	(7) そ の 他		4,593	200											
	資本的 支出	2 資 本 的 支 出 (G)	150,921	54,448	79,605	73,281	74,082	67,331	47,683	47,220	46,841	45,181	39,840	36,940	
		(1) 建 設 改 良 費	102,689	8,558	34,247	27,720	27,720	20,328							
		ウ ち 職 員 給 与 費	4,702	1,629	1,740	1,790	1,840	1,890							
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	48,232	45,890	45,358	45,561	46,362	47,003	47,683	47,220	46,841	45,181	39,840	36,940	
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		△ 25,176	△ 28,602	△ 19,295	△ 21,604	△ 20,878	△ 20,154	△ 1,159	1,131	3,337	6,824	13,992	18,719		

## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (決算 見込)	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	128	△ 73	△ 473									
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	418	546	473									
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	546	473										
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)	546	473										
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )												
収益的収支比率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	76	80	71	75	74	73	54	53	52	50	46	43
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	12,328	13,166	13,607	14,041	14,490	14,939	15,388	15,388	15,388	15,388	15,388	15,388
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	832,787	798,097	752,739	707,178	661,094	614,644	567,718	521,255	475,172	430,748	391,665	355,482

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (決算 見込)	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
区 分												
収益的収支分	59,671	56,734	52,933	56,446	56,446	56,446	40,111	39,035	38,035	35,753	29,812	26,368
うち基準内繰入金	59,671	56,734	52,933	56,446	56,446	56,446	40,111	39,035	38,035	35,753	29,812	26,368
うち基準外繰入金												
資本的収支分	30,139	6,423	26,310	30,727	32,254	30,307	46,524	48,351	50,178	52,005	53,832	55,659
うち基準内繰入金	16,576	3,533	14,471	16,900	17,740	16,669	25,588	26,593	27,598	28,603	29,608	30,612
うち基準外繰入金	13,563	2,890	11,839	13,827	14,514	13,638	20,936	21,758	22,580	23,402	24,224	25,047
合 計	89,810	63,157	79,243	87,173	88,700	86,753	86,635	87,386	88,213	87,758	83,644	82,027